



鳥取県公報

平成 30 年 9 月 7 日 (金)
第 9 0 3 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥獣捕獲等事業の変更の認定 (534) (緑豊かな自然課) 2
	保安林の指定予定 (2 件) (535・536) (森林づくり推進課) 2
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (537) (治山砂防課) 3
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (15) 3
◇ 労委告示	労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等 (1) (労働委員会事務局) 4
◇ 公 告	ふぐ処理師試験の実施 (くらしの安心推進課) 5
	警備業法に基づく検定の実施 (2 件) (警察本部生活環境課) 7
◇ 調達公告	落札者の決定 (2 件) (病院局総務課) 9

告 示

鳥取県告示第534号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定に基づき、認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行ったので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年9月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	代表者の氏名	変更の内容	変更年月日
一般社団法人鳥取県 猟友会	鳥取市湖山町西二丁目 413	柴垣 信司	捕獲従事者の追加	平成30年8月28日

鳥取県告示第535号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年9月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 保安林予定森林の所在場所
鳥取市百谷字安畑236、236の2、236の3、238、238の1、239、240の1、483
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第536号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年9月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 保安林予定森林の所在場所
岩美郡岩美町大字外邑字八幡田468
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第537号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成30年9月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

徳本地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ直線に囲まれた区域(平成8年農林水産省告示第1212号(保安林の指定をする件)で指定された区域を除く。)

土 地	標 柱
東伯郡三朝町大字横手字徳本423-1	1号
東伯郡三朝町大字横手字高尾366-1	2号
東伯郡三朝町大字横手字高尾366-2	3号
東伯郡三朝町大字横手字高尾368	4号
東伯郡三朝町大字横手字徳本399	5号
東伯郡三朝町大字横手字高尾385	6号
東伯郡三朝町大字横手字高尾388	7号
東伯郡三朝町大字大瀬字向山5	8号及び9号
東伯郡三朝町大字大瀬字上向75-4	10号
東伯郡三朝町大字横手字徳本429-1	11号
東伯郡三朝町大字横手字徳本392-1	12号

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第15号**

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項(同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)及び鳥取県県民投票規則(平成25年鳥取県規則第68号)第6条第1項の規定により告示する。

平成30年9月7日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 9,532

鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数 47,657

鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を

乗じて得た数とを合算して得た数	146,094
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,674
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,972
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,320
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,613
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,350
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,015
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	15,753
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	11,905
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,256

労 働 委 員 会 告 示

鳥取県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、鳥取県労働委員会あつせん候補者の氏名、閥歴等を次のとおり告示する。

平成30年9月7日

鳥取県労働委員会会長 濱 田 由 紀 子

氏 名	住 所	現 職 等	委 嘱 年 月 日
石 黒 豊	境港市	元鳥取県労働委員会委員 元鳥取県議会議員	平成29年5月24日
浦 木 恵 子	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 臨床心理士	〃
太 田 正 志	米子市	元鳥取県労働委員会委員 弁護士	〃
門 脇 裕 之	〃	鳥取県労働委員会委員 特定社会保険労務士	〃
河 本 充 弘	鳥取市	元鳥取県労働委員会委員 弁護士	〃
杉 山 尊 生	米子市	鳥取県労働委員会委員 弁護士	〃
長 井 い ず み	鳥取市	鳥取地方裁判所民事調停委員 税理士	〃
濱 田 由 紀 子	倉吉市	鳥取県労働委員会委員（会長） 弁護士	〃
松 田 道 昭	東伯郡	元鳥取県労働委員会委員 元鳥取県議会議員	〃
三 谷 裕 次 郎	鳥取市	鳥取県労働委員会委員（会長代理） 弁護士	〃
山 本 信 善	〃	元倉吉簡易裁判所裁判官	〃
安 養 寺 淑 枝	〃	鳥取県労働委員会委員 元トミタ電機労働組合執行役員	〃
池 内 保 子	〃	元鳥取県労働委員会委員 元日本労働組合総連合会鳥取県連合会女性委員会 事務局長	〃

澤 田 陽 子	東伯郡	鳥取県労働委員会委員 全日本自治団体労働組合鳥取県本部特別執行委員	〃
田 中 穂	〃	鳥取県労働委員会委員 日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長	〃
松 崎 浩 哉	米子市	鳥取県労働委員会委員 全日本運輸産業労働組合連合会鳥取県連合会執行委員 委員長	〃
本 川 博 孝	倉吉市	鳥取県労働委員会委員 日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	〃
若 槻 千 鶴	米子市	日本私鉄労働組合総連合会日ノ丸自動車支部執行委員	〃
稲 井 幾 子	倉吉市	鳥取県労働委員会委員 株式会社いない取締役会長	〃
江 尻 敏 美	境港市	鳥取県労働委員会委員 共和水産株式会社顧問	〃
柴 田 耕 志	倉吉市	倉吉商工会議所事務局長	〃
竹 上 順 子	米子市	鳥取県労働委員会委員 株式会社インタープロス代表取締役	〃
林 浩 志	鳥取市	鳥取商工会議所事務局長	〃
宮 城 定 幸	〃	鳥取県労働委員会委員 一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事	〃
山 根 淳 史	米子市	米子商工会議所専務理事	〃
和 田 好 生	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 元鳥取三洋電機株式会社代表取締役社長	〃
安 本 俊 夫	〃	鳥取県労働委員会事務局長	平成28年4月13日
入 江 裕 之	〃	鳥取県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	平成30年4月1日

公 告

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

平成30年9月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

- (1) 学科試験 平成31年1月25日（金）午前10時から正午まで
- (2) 実技試験 平成31年1月25日（金）午後1時から

2 試験の場所

倉吉市小田458 倉吉市立伯耆しあわせの郷

3 受験資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、認証施設（条例第12条第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認証に係る施設をいう。以下同じ。）において、当該施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事しているもの
- (3) 学校教育法第57条に規定する者で、魚介類販売業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第

14号に掲げる営業をいう。)若しくは魚肉ねり製品製造業(同条第16号に掲げる営業をいう。)又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの

4 試験科目

- (1) 衛生関係法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品衛生学
- (4) ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
- (5) ふぐ処理の実技(毒性臓器の鑑別を含む。)

ただし、調理師免許証を有している者は、公衆衛生学及び食品衛生学を免除する。

5 受験願書の受付期間

平成30年12月3日(月)から同月14日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送等による場合は、当該期間内に到達したものに限り、受け付ける。

6 受験願書の提出先

各総合事務所生活環境局又は鳥取市保健所生活安全課のうち住所地为管轄するもの(以下「生活環境局等」という。)

7 受験願書の添付書類

- (1) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの)
- (2) 3(1)の受験資格を有する者にあつては、調理師免許証の写し
- (3) 3(2)の受験資格を有する者にあつては、次に掲げる書類
 - ア 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類(卒業証明書又は卒業証書の写し等)
なお、学校卒業時と氏名が変わっている場合は、事実の確認ができる書類(戸籍抄本等)を添付すること((4)アにおいて同じ。)
 - イ 認証施設において、当該施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事していることを証する書類
- (4) 3(3)の受験資格を有する者にあつては、次に掲げる書類
 - ア 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類(卒業証明書又は卒業証書の写し等)
 - イ 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事していることを証する書類

8 受験手数料及びその納付方法

受験手数料は、9,040円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙貼付欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。なお、既納の手料金は、還付しない。

また、受験手数料のほかに、実技試験に用いるふぐの代金が必要となる。その金額及び納付方法については、受験票に記載するので、受験票にて確認すること。

9 受験に当たっての注意事項

- (1) 受験者は、試験当日、試験開始の10分前までに集合すること。なお、受付は、午前9時20分から開始する。
- (2) 受験者は、次のものを持参すること。
 - ア 学科試験
受験票及び筆記用具
 - イ 実技試験
受験票、白衣、包丁、ふきん、白帽又は三角きん及び清潔な履物
なお、白衣は、白色に限るものとし、白帽又は三角きんは、髪の毛がはみ出ないようなものとする。

10 合格者の発表

合格者の受験番号を平成31年2月8日(金)に生活環境局等において掲示するとともに、生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課(以下「くらしの安心推進課」という。)のホームページ

(<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>) に掲載する。また、同日付けで受験者全員に結果を通知する。

11 合否基準

学科試験、実技試験ともに合格基準を満たした者を合格とする。

(1) 学科試験

原則として、試験の全科目の合計得点（ただし、調理師免許証を有している者は、衛生関係法規、ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識の合計得点）が満点の6割以上である者を合格とする。ただし、1科目でも得点が当該科目の満点の3割を下回る者は、不合格とする。

(2) 実技試験

原則として、満点の8割以上である者を合格とする。ただし、得点が8割以上であったとしても、次のアからウまでのいずれかに該当する者は、不合格とする。

ア 毒性臓器の鑑別において、卵巣又は精巣の正確な鑑別ができていない場合

イ 毒性臓器の鑑別において、肝臓の正確な鑑別ができていない場合

ウ 処理後の筋肉に有毒部位が付着している場合

12 その他

(1) 提出された書類が、虚偽の内容が記載されたものであり、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消す。

(2) 試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第2項の規定に基づき開示するので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日から1月の間にくらしの安心推進課又は各総合事務所生活環境局に受験票を提示してその旨を申し出ること。

(3) 試験の詳細については、下記に問い合わせること。

くらしの安心推進課 鳥取市東町一丁目220 (0857-26-7284)

中部総合事務所生活環境局 倉吉市東巖城町2 (0858-23-3157)

西部総合事務所生活環境局 米子市糺町一丁目160 (0859-31-9321)

鳥取市保健所生活安全課 鳥取市立川町六丁目176 (0857-20-3677)

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成30年9月7日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 検定に係る警備業務の種別及び級

施設警備業務 1級

2 実施日時

(1) 学科試験

平成30年12月14日（金）午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成31年1月17日（木）午前9時30分から午後5時まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

4 受検定員

30名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

- エ 施設警備業務の管理に関すること。
オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
- ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
イ 施設警備業務の管理に関すること。
ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
- 県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当する者であること。
- (1) 施設警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
(2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間
- 平成30年11月12日（月）から同月16日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等
- 次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
- なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
- 検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
(3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
(4) 6の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面
(5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し
- 10 検定手数料及び納付方法
- 検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
(2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
(3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110（代））にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国
家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成30年9月7日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
施設警備業務 2級
- 2 実施日時

- (1) 学科試験
平成30年12月14日（金）午前9時30分から午前11時まで
- (2) 実技試験
平成31年1月18日（金）午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員
30名
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間
平成30年11月12日（月）から同月16日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- 10 検定手数料及び納付方法
検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
 - (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
 - (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
 - (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110（代））にすること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年9月7日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

- | | | |
|--------------------|---------------------------------|----|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県立中央病院什器その4（病棟薬品ユニットほか） | 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 | |
| 3 落札日 | 平成30年7月5日 | |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社衣笠商会鳥取支店
鳥取市商栄町106-6 | |
| 5 落札金額 | 37,152,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） | |
| 6 入札公告日 | 平成30年5月22日 | |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 | |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立中央病院事務局新病院建設推進室
鳥取市江津730 | |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年9月7日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

- | | | |
|--------------------|---------------------------------|----|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県立中央病院什器その5（パブリックエリア待合ソファほか） | 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 | |
| 3 落札日 | 平成30年7月5日 | |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 有限会社エイダン事務機
鳥取市南安長三丁目47 | |
| 5 落札金額 | 46,440,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） | |
| 6 入札公告日 | 平成30年5月22日 | |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 | |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立中央病院事務局新病院建設推進室
鳥取市江津730 | |